

公立大学法人宮崎公立大学学生支援課業務従事職員に関する規則

平成19年4月1日

規程第75号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人宮崎公立大学短時間勤務職員就業規則に定めるもののほか、学生支援課業務に従事する職員（以下「短時間勤務職員」という。）の職務、勤務時間等必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 短時間勤務職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 学生からの就職相談に関すること
- (2) 就職情報の収集に関すること
- (3) 学生支援課の事務に関すること
- (4) その他理事長が必要と認める業務

(給与)

第3条 短時間勤務職員の給与は、月額144,800円とする。

(勤務時間等)

第4条 勤務を要する日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、これらの曜日が常勤の職員の休日に当たるときは、休日とする。

- 2 勤務時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。
- 3 休憩時間は、正午から午後1時までとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、理事長は必要があると認める場合は、勤務を要する日及び勤務時間を変更することができる。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年5月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。